平成２１年（フ）第７５７０号
堺市東区白鷺町３丁19番１―805号
債務者　竹内　　修
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　敬子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月24日午後３時
5　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７５８０号
大阪府八尾市植松町３丁目４番13号
債務者　黒木　郁雄
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森下　彩子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月24日午後３時
5　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７６０６号
大阪市西区京町堀１丁目４番３号101、前住所大阪府豊中市玉井町３丁目10番16号
債務者　ＳＨＯＴＡこと　山内　猛史
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森下　彩子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月24日午後３時
5　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７６８６号
大阪府吹田市川園町20番１―１号
債務者　榎並　利行
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾田　智史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月24日午後３時
5　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７７３２号
大阪市東住吉区住道矢田７丁目５番２号
債務者　滝口　　正
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　板野　充倫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月24日午後３時
5　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７７４９号
堺市東区北野田492番地１
債務者　北井　大計
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坪田　園子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月24日午後３時
5　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７７７０号
大阪府枚方市渚西１―23―５、住民票上の住所大阪府枚方市村野本町10番57号
債務者　家幸美建こと　上本　　実
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂元　英峰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月24日午後３時
5　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６１２９号
大阪府吹田市高野台４丁目１番Ｂ72―203号
債務者　井手　幹雄
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　法之
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７３６７号
大阪府吹田市藤白台５丁目７番１号国立循環器病センター、住民票上の住所大阪市淀川区東三国６丁目２番10号　山本マンション302号
債務者　北中　邦一
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丹羽　浩介
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第２６９号
青森県八戸市八太郎３丁目12番21号、旧住所青森県八戸市大字河原木字蓮沼33番地35
債務者　髙橋三津子
1　決定年月日時　平成21年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
青森地方裁判所八戸支部

平成２１年（フ）第４６６号
北海道旭川市神居８条９丁目２番７号
債務者　岸本　礼恵
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５００号
北海道旭川市豊岡11条２丁目５－９　サンタクルス105、住民票上の住所北海道旭川市忠和５条４丁目７番17号
債務者　若杉　仁希
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５０１号
北海道旭川市忠和２条５丁目４番７号　ソフィーユ忠和201
債務者　我妻　敏史
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５１４号
北海道旭川市東鷹栖１条４丁目638番地の207　レオパレス明日可206
債務者　田中　真吾
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５１７号
北海道旭川市錦町17丁目2985番地の５　ピースフルハイツ201
債務者　林　美憂紀
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５２６号
北海道旭川市豊岡13条３丁目６番５号
債務者　富山　　恵
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部